

インターネットバンキングやATMを利用した源泉所得税の納付手続

国税電子申告・納税システム（e-Tax）の利用のための事前準備^(※)が済みますと、源泉所得税の納付が可能となります。インターネットバンキングやATMを利用した納付手続の流れは次のとおりです。

(※) 事前準備につきましては、23 ページをご覧ください。

1. 所得税徴収高計算書データの作成・送信

現在の所得税徴収高計算書の様式に準じた入力画面に必要事項を入力して所得税徴収高計算書データを作成します。

作成したデータに電子署名を添付の上、事前に通知されている利用者識別番号及び暗証番号を用いて e-Tax にログインして送信します。

(注) 納付すべき税額がない場合であっても、送信することができます。

区分	年度	開始年月日	終了年月日	金額	税額	納付の目的
雑給・給料等 (01)	平成 18	125 ~	625	3,060,000	128,760	平成 18 年 月 日
預金給付金等 (02)	平成 18	625 ~		500,000	40,000	平成 18 年 月 日
日雇労働者の給金 (06)						平成 18 年 月 日
退職手当等 (07)						元払分源泉所得税
税理士等の報酬 (08)						
富金給付金等 (09)						
同上の支払確定年月日						

住所 (04)	(電話) 03 - 1234 - 5678	半定額による延滞税 (05)	▲
氏名 (06)	国税 太郎	本税	168,760
納期特例分		延滞税	
		合計額	168,760

2. 納付区分番号等の取得

e-Tax に、徴収高計算書データを送信すると、納付区分番号等が利用者のメッセージボックスに格納されます。

e-Tax にログインしてメッセージボックスから納付区分番号通知確認の表示を行います。

次に、画面の「インターネットバンキング」のボタンをクリックし、画面の案内に従いご自身の取引金融機関を選択します。

なお、ATMを利用して納付する場合には、表示された収納機関番号及び納付区分番号をお控えの上、Pay-easy^(ペイジー)マークの表示があるATMで納付してください。

納付区分番号通知確認

メール詳細(納付区分番号通知)

送信されたデータを受け付けました。なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

利用者識別番号	1234567890123456
氏名又は名称	国税 太郎
受付番号	20060710161234000001
受付日時	2006/07/10 16:12:34

「ATMやインターネットバンキング、モバイルバンキングをご利用の際に以下のとおり入力してください。(控えを取るか、印刷されることをお勧めします。)」

収納機関番号	00200
納付番号	利用者識別番号を入力してください。
確認番号	納税用暗証番号を入力してください。
納付区分	9010000001

戻る (B) ダウンロード (D) 印刷 (P) 保存 (S) **インターネットバンキング (B)**

3. 金融機関への納付指図 (納税)

インターネットバンキングのシステムにログインすると、上記1で送信した納付内容が画面に表示されますので、内容を確認し、払込を実行します。

これにより、利用者の預金口座から国庫金勘定に納付金額が振り替えられ、納付が完了します。

〇〇銀行インターネットバンキング ユーザー名：国税 太郎

払込情報	
払込先	麹町税務署
納付番号	1234567890123456
お名前	コケイ タロウ
払込内容	源泉18/01~06自主
払込金額	¥168,760
内延滞税	—
内手数料	—
払込金額合計	¥168,760

上記の内容で払込を実行します。

中止 戻る **払込実行**

(注) 金融機関によって画面は異なります。

インターネットバンキングやATMを利用して源泉所得税を納付することができます。

インターネットにアクセスできるパソコンをお持ちの方は、次の手順で事前準備を行うことにより、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用した源泉所得税の電子納付ができます。

◎事前準備開始

1. 金融機関とインターネットバンキング等の契約をします。

- お取引の金融機関で「税金・各種料金払込みサービス」（ペイジー）が提供されている必要がありますので、予め金融機関にご確認ください。
インターネットバンキング等の契約をしていなくても、ペイジーマークの表示があるATMを利用して納税することができます。



金融機関の「税金・各種料金払込みサービス」には、ペイジーマークが表示されています。

2. 所轄の税務署に開始届出書を提出します。

※インターネットを利用してオンラインで提出できます。

- 「電子申告・納税等開始届出書」^(注1)を税務署に提出してください（開始届出書の開始（利用区分）欄の「 申告・納税等手続」にチェックしてください。）。

開始届出書を提出していただいた後に「電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書」とe-Taxソフト（CD-ROM）が送付されます。^(注2)

なお、詳しくはe-Taxホームページでご確認ください。

- (注) 1 開始届出書は、インターネットを利用して、e-Tax ホームページからオンラインで提出することができます。
- 2 e-Taxソフトについては、平成18年10月以降、e-Tax ホームページからのダウンロードによる取得が可能となります。詳細な実施時期やダウンロード方法等につきましては、e-Tax ホームページをご覧ください。

3. 電子証明書を取得します。

- 電子証明書には、地方公共団体が運営する公的個人認証サービスによる電子証明書や法務省が運営する「商業登記認証局」による電子証明書のほか、民間の認証局が発行する電子証明書があります。

e-Tax で使用可能な電子証明書^(注)については、e-Tax ホームページでご覧になれます。

- (注) ICカードタイプの電子証明書をご利用になる場合は、ICカードリーダーライターが必要となります。

4. パソコンにe-Taxソフトをインストールします。

- e-Taxソフトをインターネットに接続したパソコンにインストールして、初期登録等を行い、源泉所得税の納付の手続を開始します。具体的な納付手続については、22ページをご覧ください。

◎事前準備完了



電子申告・納税の開始手続をしていただくことにより、源泉所得税の納付だけでなく、申告所得税、法人税、消費税及地方消費税などの申告・納税や各種申請・届出についてもご利用いただけます。詳しくは、e-Tax ホームページで。

<http://www.e-tax.nta.go.jp>